

後期高齢者医療制度に関する意見書

平成18年6月、医療制度改革関連法案の成立により、現在の老人保健制度が廃止され、代わって75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある者を対象とする独立した後期高齢者医療制度が創設された。

この制度は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が運営を行うことになっており、本市においても、すでに関連条例等の審議を行うなど、現在、制度実施に向けた準備事務を進めているところである。しかし、本制度は、被保険者に一定の軽減措置や激変緩和措置が講じられているものの、これまで被用者保険の被扶養者で保険料負担のなかった扶養家族も含め、75歳以上の被保険者一人一人に保険料を賦課するなど、新たな負担が生じるだけでなく、今後の医療費の増大、後期高齢者人口の増加により、保険料の負担割合が増加する制度設計となり、高齢者の暮らしと健康に関して、重大な影響を及ぼすことが危ぐされている。

よって、政府におかれては、負担軽減措置を延長するなど、被保険者への負担軽減策の拡充を図り、また、高齢者が安心して医療サービスを受けられるよう、早急に必要な措置を講じられるとともに、制度を運営する後期高齢者医療広域連合と窓口である市町村へも、恒久的な財政支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月24日

生 駒 市 議 会